

船舶事故調査報告書

平成28年6月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成27年9月30日 12時42分ごろ
発生場所	山口県下関市六連島 ^{むつれ} 北東方沖 下関港新港地区防波堤南灯台から真方位343°550m付近 (概位 北緯33°59.3′ 東経130°53.2′)
事故の概要	漁船第三功 ^{こうしゅん} 春丸は、北進中、また、漁船ひびき丸は、錨泊中、両船が衝突した。 第三功春丸は、左舷船首部外板に擦過傷を生じ、また、ひびき丸は、左舷中央部外板の亀裂等を生じた。
事故調査の経過	平成27年10月15日、調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第三功春丸、4.9トン FO3-33296、個人所有 290-60712福岡（船舶検査済票の番号） B 漁船 ひびき丸、5トン未満 YG3-50486、個人所有 291-43312山口（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 左舷船首部外板に擦過傷 B 左舷中央部外板に亀裂及び左舷防舷材に曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	船長Aは、操縦席に腰を掛け、前路に他船を見掛けなかったため、支障となる船はいないものと思い、操船していたところ、衝突音を聞いた。 船長Bは、船尾に座ってGPSプロッター及び魚群探知器を見ていた。 B船は、錨泊中の形象物を掲げていなかった。
分析	A船は、船長Aが、前路の見張りを適切に行っていなかったことから、錨泊中のB船に気付かなかったものと考えられる。 B船は、船長Bが、GPSプロッター及び魚群探知器を見ていて周囲の見張りを行っていなかったことから、接近するA船に気付かなかったものと考えられる。

原因	本事故は、A船の船長Aが、船首方の見張りを適切に行っておらず、また、B船の船長Bが、周囲の見張りを行っていなかったため、A船がB船に衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・長さ7m未満の船舶であっても、他の船舶が通常航行する水域で錨泊する場合は、法定の灯火を表示すること。